

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地震の災害リスク

(地震・津波)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 3 0 年間で 7 0 % 以上の確率で発生すると言われている。

また、御坊市のハザードマップによると、御坊商工会議所が立地する市街地地域において、日高川河口付近で 5 m を超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の 5 0 % を超える範囲で 2 m 以上の浸水が予想されている。

(洪水)

御坊市のハザードマップによると、市内を貫流する日高川下流付近の商業施設が集積する市街地中心部において、浸水が予想されている。

(土砂災害)

御坊市のハザードマップによると、市内北部の湯川・藤田地区と市内南部の野口・塩屋・名田地区の山間部において、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、果樹・花卉栽培等の農業が盛んな地域である。

(その他)

御坊市内の日高川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に昭和 2 8 年 7 月の洪水において御坊市は県下最大の被害の中心となり、即日災害救助法が発令されるといった状態であった。この水害により、御坊市の人的被害は 3, 0 0 0 名を超え、住宅被害も 4, 0 0 0 戸を越えた。

また、御坊市は海岸沿いに位置する地域も多く、台風等の影響により塩害が発生することも多くなっている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 1, 5 2 3 人
- ・ 小規模事業者数 1, 2 9 0 人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
卸売・小売業	4 8 4	3 8 8	市内に広く分散している
宿泊・飲食・サービス業	2 4 0	1 9 6	市内に広く分散している
建設業	1 3 9	1 3 6	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

①御坊市の取組

- ・防災計画の策定（Ｓ３９．１０　　Ｒ６．３改定）
- ・防災訓練の実施
- ・出前講座の実施（随時）
- ・地域別津波避難マニュアルの作成（Ｈ３１年度全地域作成完了）
- ・洪水、土砂災害地域別避難マニュアル（Ｒ４～Ｒ８年完成予定）
- ・津波避難困難地域の解消（Ｈ３１年度津波避難困難地域解消）
- ・津波避難施設整備事業（高台を背後地に抱える自主防災組織に対し補助制度）
- ・耐震改修の補助制度（家屋の耐震化）
- ・家具転倒防止金具取付事業補助金制度（要配慮者支援対策）
- ・感震ブレーカー設置事業補助金制度（要配慮者支援対策）
- ・ブロック塀等撤去改善事業補助金制度（耐震化促進）
- ・防災備品の備蓄（衛生品・資機材・備蓄食料）
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（Ｈ２６．１１　Ｈ２９．４改定）

②御坊商工会議所の取組

- ・事業者ＢＣＰに関するチラシ配布による周知
- ・事業継続力強化計画策定について、エキスパート講師による指導推奨
- ・事業継続力強化計画策定セミナーの開催
- ・防災備品の備蓄
保存パン、アルファーマ、水、
緊急トイレ、アルミブランケット、防災用ヘルメット、ＬＥＤランタン
- ・市が関与する地区別の防災訓練に職員が参加

2. 課 題

- ・家族経営による事業所が多く、事業継続力強化に対する意識が地域全般に薄い。
- ・現状では、緊急時の取組にかかる御坊商工会議所と御坊市との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・御坊商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者にも助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・保険、共済に対する的確な助言を行える経営指導員等職員が不在。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要。

3. 目 標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡及び情報共有体制を円滑に行うため、御坊商工会議所と御坊市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかに復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・製造業（製材、プラスチック加工等）、サプライチェーン関連事業所に対して、計画の重要性の啓発、策定支援、運用支援等に積極的に取り組む。

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに和歌山県商工振興課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5. 事業継続力強化支援事業の実施期間 （令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）

6. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・御坊商工会議所と御坊市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、災害時に利用可能な融資制度等）について説明する。
- ・会議所ニュースや市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP等（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実行性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・新興感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画書（令和3年2月作成）

③関係団体等との連携

- ・管内の金融機関と連携し、災害時や感染症拡大時に備えた資金調達計画及び対策の必要性等について、会員事業者以外も対象とした説明会等を実施する。
- ・和歌山県火災共済協同組合と連携し、共済保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・巡回指導による支援及びセミナーの実施等により、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・御坊商工会議所と御坊市商工振興課・防災対策課で本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱以上の地震）が発生したと仮定し、御坊市との連絡ルートの確認等を行う。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を御坊商工会議所と御坊市で共有する。)
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、御坊市における感染症対策本部設置に基づき御坊商工会議所による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・御坊商工会議所と御坊市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨及び暴風時における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、安全に行動可能である状況を確認次第出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 %程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0. 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、御坊商工会議所と御坊市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

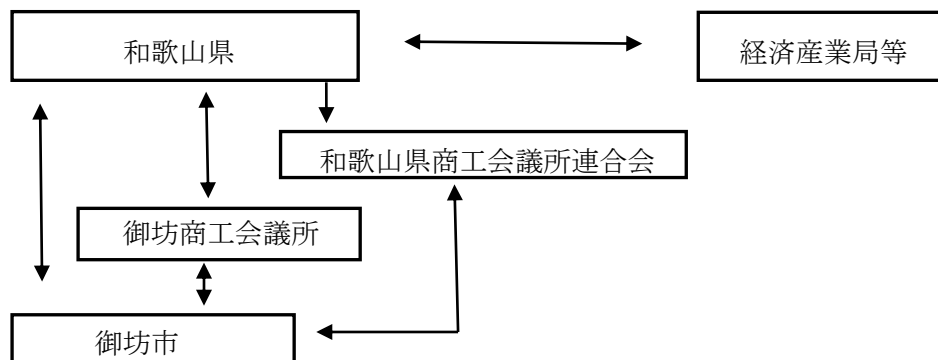
- ・御坊市でとりまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指導命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・御坊商工会議所と御坊市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算

定方法等について、あらかじめ確認しておく。

・御坊商工会議所と御坊市が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や御坊市地域防災計画に基づき報告する他、和歌山県の指定する方法にて御坊商工会議所より和歌山県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、御坊市と相談する（御坊商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業所を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・御坊市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を和歌山県や和歌山県商工会議所連合会に相談する。

⑥その他

- ・本計画は御坊商工会議所及び御坊市のHP及び広報誌やメールマガジン等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策について周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに和歌山県商工振興課へ報告する。

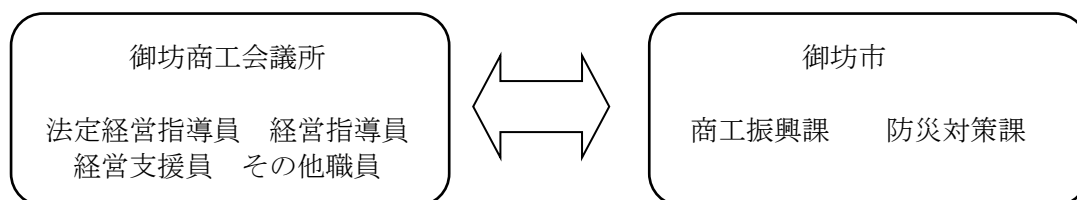
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7年 1月現在)

1. **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



2. **商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

①当該経営指導員の氏名、連絡先

・経営指導員：佐藤 浩知 (連絡先は下記3 ① 参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

3. **商工会／商工会議所、関係市町村連絡先**

①商工会／商工会議所

御坊商工会議所 中小企業相談所 指導係

〒644-0002 和歌山県御坊市藺350-28

TEL: 0738-22-1008 / FAX: 0738-23-1245

E-mail: info@gobo-cci.or.jp

②関係市町村

御坊市役所 商工振興課

〒644-8686 和歌山県御坊市藺350-2

TEL: 0738-23-5531 / FAX: 0738-23-5848

E-mail: syoukou@city.gobo.lg.jp

4. **その他**

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに和歌山県商工振興課へ報告する

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
必要な資金の額	1, 0 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0
・ 専門家派遣費	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0
・ 協議会運営費	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
・ セミナー開催費	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
・ パンフ、チラシ作製費	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・ 御坊市補助金、和歌山県小規模事業者支援補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。